

## 墨田区きんし保育園の指定管理者の指定について

- 1 指定する施設  
墨田区きんし保育園  
墨田区江東橋四丁目30番2-301号
- 2 指定の期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）
- 3 指定管理者とする団体の概要
  - (1) 名称  
社会福祉法人仁風会館
  - (2) 所在地  
東京都荒川区荒川二丁目41番1号
  - (3) 代表者氏名  
理事長 安永 雄彦
  - (4) 沿革  
平成12年3月 法人設立
  - (5) 同種事業（認可保育所）の運営実績
    - ア 本区での実績  
平成21年度～ 墨田区きんし保育園指定管理者
    - イ 他自治体での実績  
荒川区 仁風保育園
- 4 選定経過及び選定理由
  - (1) 募集について  
現指定管理者による施設の管理運営状況について、主管部検討部会による評価を踏まえ、選定委員会において審議した結果、区が定める水準を充たしており、「指定管理者の指定の手続等に関する要綱」第2条第5号カに該当するため、公募によらずに指定管理者の候補者を選定することとした。  

指定管理者の指定の手続等に関する要綱（抄）  
（公募によらない指定管理者の指定）  
第2条 指定管理者の指定に当たって公募しないこととする特別の事情があると認める場合は、次に掲げる場合とする。  
（5）次に掲げる施設において現に公募（予め募集要項に明記する場合に限る。）を経て指定管理業務を行っている事業者で、当該指定期間における指定管理者事業評価の結果が区が定める水準を充たしているものを引き続き選定する場合  
カ 保育園
  - (2) 選定経過  
選定委員会において、応募事業者からの申請書類（事業計画書、財務諸表、人員配置計画書等）及び主管部検討部会における評価等に基づき、選定基準である①利用者サービスの向上、②効率的・効果的な施設の運営、③事業計画の遂行能力の3項目について審査を行った。
  - (3) 選定理由  
審査の結果、選定した事業者は、審査の合計点が高得点であり、墨田区きんし保育園の設置目的に合致するとともに、着実な事業運営が期待できるため、指定管理者の候補者として適格であると判断し、上記事業者を指定管理者の候補者として選定した。

## 5 業務計画の要点

### (1) 管理運営の方針

目指す子ども像を次のとおり掲げ、本施設の管理・運営を行うとしている。

- ・健全な身体で遊びに熱中できる子ども
- ・苦手な事や困難な事にも挑戦する子ども
- ・規律ある生活態度、生活習慣を身に着けた子ども
- ・周りの人や物に感謝の気持ちで「ありがとうございます。」と言える子ども
- ・自分の思いや考えを言える子ども
- ・聴いたことを基に自分で考えたり、判断したり、行動できる子ども

### (2) 主な提案

#### ア 利用者サービスの向上に関する提案

- ① 日頃から園児が健康に過ごせるよう、食事・睡眠・排泄・衣服の調節などに対する配慮はもとより、運動面・衛生面での注意、保護者の健康に対する意識の向上等を、プロ集団としての責任と自覚のもとに、しっかりと取り組む。
- ② 保護者アンケートは毎年実施するほか、行事ごとにも実施し、必要に応じて保護者と個別に話し合い、丁寧に意見を聴きとる。また、改善すべき事柄については、保護者にフィードバックする。
- ③ 子どもに関わる様々なネットワークを作り、情報を収集し、職員同士が共有することにより、地域の子育て家庭の負担や不安、孤立感の軽減を図る。

#### イ 効率的・効果的な施設の運営に関する提案

- ① 指定管理料（提案額）：215,243,000円
- ② 地域福祉の拠点としての責務を認識し、利用者を主体とした地域福祉の増進を図る。
- ③ 高齢者が多く住んでいる団地の中にあるため、「世代間交流を日常的に行うことができる保育園」として団地交流計画を作成し、毎月地域との交流を図る。

#### ウ 事業計画の遂行能力に関する提案

- ① 職員が心身ともに健康でなければ、より良い保育は行えないということを前提に、職員の健康管理には十分配慮する。
- ② 園独自のチェックシートを活用し、職員一人ひとりが自己評価を行う。
- ③ 都バス営業所と合同訓練を実施する。

## 【参考】現指定管理者による施設の管理運営状況

### (1) 施設の利用状況・指定管理料等の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
通常保育（4月現在）	107人	107人	108人
延長保育	267人	324人	263人
一時延長保育	787人	579人	719人
指定管理料	194,171,037円	203,685,087円	200,285,072円

### (2) 管理運営状況に関する評価

#### ア 業務運営について

- ・避難訓練は東京都交通局職員や消防団とも連携して実施し、防災備蓄品も計画的に購入するなど危機管理における意識の高さを感じる。
- ・年長はクラスでお米をとぎ、炊飯して食べることで、炊き立てのおいしさに気づき、残食を減らす成果があった。
- ・その他、業務運営について要求水準どおり実施されている。

#### イ 運営体制・管理体制について

- ・医療的ケア児の受け入れに当たり、自主的に研修を行っている。
- ・その他、運営・管理体制について要求水準どおり実施されている。

## 審 査 結 果

審査項目ごとの合計点による審査  
9名の委員の採点の合計点によって審査を行った。

評価項目・細目及び配点	社会福祉法人仁風会館
1 利用者サービスの向上 (34点×9人=306点)	
(1) 利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか (2) 施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか (3) 利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能か (4) 利用者の要望・意見等を聴くための手段と業務改善の取組があるか (5) 在園児の保護者や地域の子育て家庭に対する支援に取り組んでいるか	238点
2 効率的・効果的な施設の運営 (34点×9人=306点)	
(1) 施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか (2) 施設の維持管理経費を節減するための積極的な取組があるか (3) 提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか (4) 区民の雇用や区内企業の活用を図る取組があるか (5) 地域特性に合った保育の運営が期待できるか	238点
3 事業計画の遂行能力 (32点×9人=288点)	
(1) 経営状況及び財政基盤は安定しているか (2) 職員構成・職員数及び組織の管理・運営体制は適切か (3) 管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取組は十分か (4) 個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか (5) 災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か	227点
合計点 (100点×9人=900点)	703点

## 墨田区きんし保育園指定管理者応募事業者概要

事業者名	社会福祉法人仁風会館	
1 利用者サービスの向上	(1) 利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に配慮を要する児童への対応について各種研修に積極的に参加するほか、個別の年間計画を立てるなど、見通しをもったきめ細かい保育を展開する。</li> <li>・29年度は、医療的ケアを必要とする園児を受け入れ、「認定特定事業従事者」の認定を受け「登録特定行為事業者」の登録を行った。</li> <li>・外国人利用者向けに宗教食へ対応するほか、文章にルビやローマ字を入れている。</li> </ul>
	(2) 施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的理念として、常に利用者の立場、地域の立場及び運営者の立場を踏まえ、より良い保育園運営ができるよう、保育所の運営理念・保育方針を定め、これに基づき保育を実施する。</li> <li>・日頃から園児が健康に過ごせるよう、食事・睡眠・排泄・衣服の調節などに対する配慮はもとより、運動面・衛生面での注意、保護者の健康に対する意識の向上等を、プロ集団としての責任と自覚のもとに、しっかりと取り組む。</li> </ul>
	(3) 利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能か	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4、5歳児を対象に外部講師による体操指導を実施する。</li> <li>・ホームページ、ブログにより、日常保育の様子や行事などの情報を発信する。</li> <li>・絵本貸出しを実施する。</li> </ul>
	(4) 利用者の要望・意見等を聴くための手段と業務改善の取組があるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見箱を設置する。</li> <li>・保護者アンケートは毎年実施するほか、行事ごとにも実施し、必要に応じて保護者と個別に話し合い、丁寧に意見を聴きとる。また、改善すべき事柄については、保護者にフィードバックする。</li> <li>・業務改善が必要な場合、園で解決に至らない内容は、理事長・理事会に報告、相談し、法人として対応することとしている。</li> </ul>
	(5) 在園児の保護者や地域の子育て家庭に対する支援に取り組んでいるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在園児の保護者に対し、子育て情報や働く保護者向け情報を掲示し、又は配布している。</li> <li>・子育て安心ステーション事業を行い、ポスター掲示やホームページに掲載し周知に努めている。</li> <li>・子どもに関わる様々なネットワークを作り、情報を収集し、職員同士が共有することにより、地域の子育て家庭の負担や不安、孤立感の軽減を図る。</li> </ul>
2 効率的・効果的な施設の運営	(1) 施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉の拠点としての責務を認識し、利用者を主体とした地域福祉の増進を図る。</li> <li>・全ての児童の尊厳を保持し、心身の健やかな育成を支援する。</li> <li>・法令を遵守し、施設の適正運営を実施する。</li> <li>・適切な地域ニーズの把握に努め、多様な福祉サービスの提供に努める。</li> <li>・「感謝と奉仕の心」を基本とする福祉サービスを提供する。</li> </ul>
	(2) 施設の維持管理経費を節減するための積極的な取組があるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコマネージャーを置き、光熱水費の節約に努める。</li> <li>・消耗品・備品会議を行い、必要性について精査するとともに、在庫管理に努め、無駄が生じないようにする。</li> <li>・同商品であれば、見積り等により少しでも安価で手に入れるよう努める。</li> <li>・可能な修理は、業者に依頼せず職員が対応する。</li> </ul>
	(3) 提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか	<p>【指定管理料】 215,243,000円</p>
	(4) 区民の雇用や区内企業の活用を図る取組があるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墨田区在住者14名を雇用している。</li> <li>・保育補助職員募集の際には墨田区民を採用できるように配慮する。</li> <li>・委託業者はできる限り区内業者を活用するよう配慮する。</li> </ul>
	(5) 地域特性に合った保育の運営が期待できるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会、近隣保育所、幼稚園及び小中学校等の関連機関と情報交換を図るとともに、互いの行事に参加するなど交流を深める。</li> <li>・高齢者が多く住んでいる団地の中にあるため、「世代間交流を日常的に行うことができる保育園」として団地交流計画を作成し毎月地域との交流を図る。</li> <li>・卒園児を対象とした保育体験や同窓会を実施する。</li> </ul>
3 事業計画の遂行能力	(1) 経営状況及び財政基盤は安定しているか	<p>【自己資本比率】 平成27年度：86%、平成28年度：87%</p> <p>【流動比率】 平成27年度：257%、平成28年度：256%</p> <p>【長期固定資産適合率】 平成27年度：91%、平成28年度：91%</p>
	(2) 職員構成・職員数及び組織の管理・運営体制は適切か	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士数は適切な人数（要求水準：20名以上（うち常勤職員16名以上））を配置予定</li> <li>・経験年数が考慮され、バランスよく配置されている。</li> <li>・職員が心身ともに健康でなければ、より良い保育は行えないということを前提に、職員の健康管理には十分配慮する。</li> </ul>
	(3) 管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取組は十分か	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園長予定者は経験豊富であり、経験年数が27年である。</li> <li>・それぞれの職務に応じた研修計画を作成しており、内部研修の外、外部研修への参加機会を提供する。</li> <li>・園独自のチェックシートを活用し、職員一人ひとりが自己評価を行う。</li> </ul>
	(4) 個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報記載された書類は事務所から持ち出さないようにし、パソコンや書類等が入っている棚は必ず施錠する。</li> <li>・墨田区個人情報保護条例に基づく個人情報の取扱いをしており、個人情報の利用目的について保護者に周知する。</li> <li>・職員に個人情報保護に関する誓約書を提出してもらう。</li> <li>・ホームページ、ブログ及び園だより等により情報の公開を行う。</li> </ul>
	(5) 災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都バス営業所と合同訓練を実施する。</li> <li>・安全対策の責任者を設置し、事故防止の点検や職員への注意喚起を行う。また、ヒヤリハット事例を集計し、ヒヤットシールを貼り、職員に周知する。</li> <li>・看護師による応急処置、心肺組成の研修を実施する。</li> <li>・「苦情解決の取り組み」を玄関に設置し、苦情申入れから解決までの流れを周知する。</li> <li>・毎月発行している園だよりに苦情の申入れについて説明文を掲載する。</li> </ul>